

令和 8 年 6 月 5 日

南国・香南・香美租税債権管理機構  
管理者 平山 耕三



## 公 告

下記の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所（居所）が不明等の理由により送達  
が不能なため、地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、下記の書類は、当機構において保管し、いつでも本人に交付します。

### 記

氏 名	間崎 次郎
送達する書類	徴収に関する書類

※ 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過  
したときに書類の送達があったものとみなす。

※ 掲示は、公示送達の効果が発生する時まで行う。